



宇部市と広報紙で情報を交換しています。

八十八夜お茶まつり

【問い合わせ先】農林振興課 (☎ 67-2819)

- とき 5月1日(火) 9:30～14:00 (雨天時は13:00まで)
 - ところ アクトビレッジおの, 藤河内茶園
 - 内容 茶摘み体験(藤河内茶園で10:00～13:00), 新茶の試飲, 物販(新茶, 地元野菜, うべ元気ブランド認証製品ほか)など
- ※藤河内茶園に駐車場はありません。「アクトビレッジおの」から無料シャトルバスをご利用ください。

ゴーヤの苗の無料配布



- 対象 市内の家庭で 緑のカーテンを作られる人
 - 定員 100世帯(先着順)
- ※苗は, 1世帯3本までです。
- 申込期間 4月9日(月)～20日(金)
 - 申込方法 電話にて申込み
 - 苗の配布 4月25日(水)～
 - 問い合わせ・申込先
市地球温暖化対策地域協議会
(環境課内 ☎ 82-1144)

指定給水装置工事事業者の指定および廃止

■指定

- 株式会社
アジス・エンタープライズ
山口市阿知須 6813 番地 3
(☎ 65-5228) 2月17日付指定
- 有限会社 栄和設備
宇部市川添一丁目1番10-1号
(☎ 21-4409) 2月23日付指定
- 株式会社
ジオパワーシステム長門営業所
長門市仙崎堤床 189 の 3
(☎ 0837-22-3511)
2月28日付指定

■廃止

- 株式会社 東光工業
長門市仙崎堤床 189 の 3
1月31日付廃止
- 問い合わせ先
水道局 (☎ 83-4111)

水道局職員を装う訪問販売等にご注意ください

市内で, 水道局の職員を装い浄水器などの販売・取付を行うといった訪問販売等が発生しています。水道局では, 浄水器の販売等は一切行っていませんので, 十分ご注意ください。

もしも, 不審に思われることがありましたら, 水道局までご連絡ください。

- 問い合わせ先
水道局 (☎ 83-4111)

「公拡法」の手続き対象規模が変わります

公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)第4条により, 市内で一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする場合には, その土地の所有者は, 契約の前に市長に届け出なければなりません。4月から届出が必要な土地取引の面積要件が変更されます。

■変更される主なもの

- 都市計画施設の区域内に所在する土地
- 都市計画区域内に所在する土地で, ①道路法により「道路の区域として決定された区域」②都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域」③河川法により「河川予定地として指定された土地」

■面積要件

(変更前) (変更後)

100㎡以上 → 200㎡以上

※前掲の土地でも届出が不要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- 問い合わせ先
都市計画課 (☎ 82-1163)

公害に関する規制区域の変更

騒音規制法, 振動規制法および悪臭防止法に基づく規制区域を一部変更しました。規制区域図は, 市ホームページに掲載しています。

※詳しくはお問い合わせください。

- 問い合わせ先
環境課 (☎ 82-1143)



山口県漁協 小野田支店 漁業祭



- とき 4月8日(日) 9:00～
- ところ 刈屋漁港
- 内容 乾海苔等販売(9:00～) もちまき(10:30頃)
- 問い合わせ先
山口県漁協小野田支店
(☎ 88-0211)

梶漁港 日曜朝市 8周年記念イベント

- とき 4月15日(日) 6:30～
- ところ 梶漁港魚市場周辺
- 内容
 - カニ汁, あさり汁, 炊きたてごはんの無料配付(先着300食), EM活性液の進呈(先着50人)(6:30～)
 - 活魚, 新鮮野菜等の販売(7:00～)
- 問い合わせ先
山口県漁協厚狭支店
(☎ 74-8221)